

令和 7 年あきる野市農業委員会 5 月総会議事録

令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 1 時 30 分、令和 7 年あきる野市農業委員会 5 月総会は、あきる野市役所本庁舎 5 階、503 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、金澤知行、森みな美

議事日程

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について |
| 第 2 号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第 3 号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、これより令和7年あきる野市農業委員会5月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。午後の貴重な時間に総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。天候不順だったりいろいろあって、今、備蓄米の話題で持ちきりですが、価格が下がれば買う方は大変ありがたいことだと思うんですけど、それを作っている人、せっかく一生懸命水田でやっている人たちの経営が成り立たなくなるんじゃないか、また、やがて水田以外の所、他の野菜だ、果樹だ、農家に波及するんじゃないかと心配しています。今後、会議に出席する際には、特に議員さんが参加する会議では、いろいろお願いしたいなと思っております。今日は案件は少ないですが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はありません。本日の署名委員は山崎勇委員と橋本委員になります。よろしくお願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、議長は会長をお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受11についてですが、こちらはご本人をお呼びしている案件となります。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年5月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受11 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受11について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。それでは、収受11を説明いたします。5月20日に事務局2名と米倉委員と私の4名で現地を視察してまいりました。地図は6ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現在ここは、ナス、ネギ、ミニトマト、トウモロコシ、キュウリなど、各種の野菜が栽培されております。この場所は私の自分の畑に行くのに、週に2～3回は通るのですが、以前はここは譲渡人の△△さんが作業しておりましたが、ここ数年は高齢のためか、防草シートがずっと使われていた所で、栽培はされていなかったような記憶があります。ここで譲受人の〇〇さんに栽培をお願いしているということになるかと思えます。畑は2筆ありますが、一体の畑でございます。〇〇さんにつきましては、当該地のすぐ北西にある住宅にお住まいで、●●●●●●という●●事業者をしております。その長男の方になりまして、彼は消防団員とか地元の郷土芸能とか、地元のことにしましてはかなり定期的にやっております。現地を見ると、

大変きれいに栽培されておりますので、特段問題はないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。それではご本人をお呼びしますので、ぜひご質問をお願いいたします。では、お願いします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) こんにちは。よろしくお願いします。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画等、ありましたら、お話いただきたいと思います。お願いします。

(〇〇氏) はい。皆さま、はじめまして、こんにちは。あきる野市●●●●で、有限会社●●●●●●という●●●●●●店を営んでいます、〇〇〇〇と申します。よろしくお願いします。今回は畑を購入させていただきたく、今、すでに少し使わせてもらっていて、今後は家庭菜園として使っていく予定であります。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) はい。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(田中委員) じゃあ、いいですか。田中です。

(〇〇氏) あ、どうも、いつもお世話になっています。

(田中委員) この場所はこの間までシートが張ってなかったですか？防草シート。

(〇〇氏) シートは元の持ち主さんが張ってたんです。

(田中委員) 東側がシートが張ってありましたよね。

(〇〇氏) はい。張ってありました。今はもう剥がして、耕してあります。

(田中委員) 張ってあるなという記憶があったので。では、よろしくお願いします。

(〇〇氏) はい。よろしくお願いします。

(議長) 他にありますか。もう畑をやっているのも、機械とかいろいろ持っているという？

(〇〇氏) そうですね。耕運機と、手作業の鍬とか、そういうのはいっぱいあります。

(議長) じゃあ、心配なくできますね。

(〇〇氏) そうですね。畑もそんなに広くはないので。家庭菜園くらいなので、大丈夫です。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。それでは、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。お時間いただき、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受11について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予

に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年5月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第2号議案・番号1 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号1について、担当の山崎健委員、説明願います。

（山崎健委員）はい。5月20日に事務局2名と大福委員と私の4名で、現地を見てまいりました。地図は7ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

当該地に囲まれるように住宅がありますが、ここが申請人、〇〇さんのご自宅になりまして、畑は全て自宅周りがございます。一番北側の畑①には、ほぼ花桃、一部に柿と桜が植わって、花桃を切り花として直売所に出荷しているそうです。次に一番南側にあります畑②ですが、ここにはハウスが1棟、やはり花桃が十数本、ブルーベリー、ミカンが両方合わせて20本以上ございました。あと、一部に自家消費用と思われるジャガイモが作付けされておりました。こちらでも大変きれいに耕作してあります。残りの畑③、畑④、畑⑤は一体となって使われております。一番北側の方にミカンが20本ほど、その南側にビニールハウスが2棟、あとは柿とブルーベリー、それから端の方にやはり切り花と思われるアジサイ、南天などがあって、きれいに作付けされておりました。どの畑も大変きれいで、問題ないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

（議長）ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

（小川委員）あの、地積なのですが、3ヶ所、納税猶予から外れている部分があるんだけど、その理由を事務局さん、教えてもらえますか。

（事務局）納税猶予をかけられる所自体が作付けができるような、畑として野菜を作れるような所でないと納税猶予はかけられなくて、その関係で一部除外されたりします。その除外につきましては、以前の委員さんのお話によると、〇〇さんが相続を受けたときに、畑①の所にはお稲荷さんの小さい社がございましたので、その部分を除いてあります。それから畑②には、かつて消防の浄化槽があったそうです。そこも除外されています。あと、畑③と畑④、畑⑤の所は、昔、〇〇さんが牛や豚を飼っておりまして、その小屋の跡が残っておりまして、今は物置みたいになっていると思いますが、その部分を地積から除いているような形です。以上です。

（小川委員）分かりました。

（議長）他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、農地中間管理事業

の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年5月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。それでは番号1について、説明いたします。5月20日、事務局2名と平野委員と私の4名で現地調査を行いました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認しましたところ、約半分ぐらいにはトウモロコシが栽培され、残り半分も耕耘されておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

これは新規ということですが、その他の畑は適正に管理されているんですよね。もう●町歩ぐらい超えているんですけど。

(事務局) はい。〇〇さんは他の畑もきれいにやられています。

(議長) 分かりました。他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2, 番号3については関連案件になりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

(第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは番号2について、説明いたします。先ほど小澤委員が言われたように、5月20日に4人で現地調査に行ってまいりました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇はよく耕耘されておりまして、いつでも作付けできる状態でありました。以上です。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。説明いたします。地図は10ページをご覧ください。5月20日に事務局2名と橋本委員と、計4名で確認に行ってまいりました。

(現地案内図 説明)

△△△-△は約●畝半ですけれども、現在は草に覆われて、あまり大きくはありませんけど、木が何本かあって、ハウスの残骸と言うか、フレームが一応片付けた形で縛って寝かしたりして

置いてあるような、荒れた状態にはなっております。それとあと、この北側に隣接して住宅が、そして東側に隣接して住宅があると、そんな形になっているんですが、北側には馬入れと言うか、約4メートルほどの道路がありまして、畑に入るには問題はないという所でございます。ちょっと荒れているんですけど、本人いわく、約1年かけてきれいに掃除して使えるようにしたいと、事務局から聞いております。頑張ってもらえれば、草もきれいになっていいんじゃないかなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と平野委員、嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

それでは、ないようですので、番号2, 番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。同じく5月20日、事務局2名と平野委員と私で現地調査を行いました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認したところ、借り入れ分の半分にはジャガイモが栽培され、残り半分はきれいに耕耘されておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(堀江職務代理) この貸す方たちは、親子なのですか。

(事務局) はい。親子になります。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは、番号5を説明いたします。同じく5月20日に4人で現地調査に

行ってまいりました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず〇〇〇ですが、南半分はナスが2柵、きれいに作付けされておりました。北半分はよく耕耘されて、草ひとつなく、いつでも作付けできる状態でありました。そして△△△ですが、〇さんは東側半分を使用するということで、こちらはまだ作付けはされていないのですが、耕耘されて、いつでも作付けできる状態になっておりました。以上です。よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは、番号6を説明いたします。地図は同じく9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

△△△の西側半분을〇〇さんが借りるということですが、現況としましては、ズッキーニとかオクラ、キャベツ、レタスなどがきれいに作付けされておまして、レタスも半分以上出荷した跡もあり、きれいに利用されていることを確認いたしました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号7について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。それでは番号7について、説明いたします。同じく5月20日、事務局と4名で現地調査を行いました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認したところ、きれいに耕耘されている状況です。何もまだ作付けはされておりませんでした。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会5月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、6月25日、水曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時5分